

みんなで知ろう! 『鳴門市自治基本条例』

いよいよ、平成23年11月1日

～市民等が主役のまちづくりをめざして～

『鳴門市自治基本条例』が施行されます



「まちづくりの憲法」と呼ばれる自治基本条例が県内ではじめて施行されます。

『鳴門市自治基本条例』は、約4年の長い期間をかけて、市民の皆さんと行政の協働により生まれた手づくりの条例です。これまでの条例とは違い、多くの市民の皆さんの思いが込められています。これからも、市民の皆さんと市と一緒に、条例に定められていることを実践し、「協働」によるまちづくりを進めましょう。

市でも、条例に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するために、これまで以上に市政への「市民参画」を進め、市民の皆さんの声を受け止めながら、地域課題の解決に向けて、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを積極的に推進します。

◇鳴門市自治基本条例住民説明会◇

担当職員が地域に出向き、「条例にはどのようなことが書かれているのか」、「今後のまちづくりをどのように進めていくのか」など鳴門市自治基本条例の理念や内容について、わかりやすく説明を行っています。本年6月以降、17のグループの会合に呼んでいただきました。今後も、町内会や老人クラブ、PTAをはじめ趣味のサークルなど、少人数のグループでもお伺いし、個別に説明をさせていただきますので、ぜひ、下記、市役所市民協働推進課までご連絡ください。



～市民と行政の協働によるまちづくりを進めよう～

協働の事例③ 不法投棄を許さない! 美しい自然環境をいつまでも ～不法投棄監視パトロール隊事業～

美しい自然を次世代に引き継ぐため、不法投棄を撲滅することは、市と地域の共通課題です。現在、市内8地区で不法投棄監視パトロール隊が結成されており、監視パトロールやごみの撤去回収作業をはじめ投棄されやすい場所の草刈り、防御ネットや看板の設置など防止対策が行われています。これらの活動は市民の皆さんの地道なボランティアで行われており、課題解決の大きな推進力となっています。市もパトロール隊結成時のユニホームの提供や回収したごみの処理のほか、大規模な撤去作業に連携して取り組んでいます。市民の皆さんと市をはじめとする行政機関および鳴門警察署との相互連携により、不法投棄者の検挙にもつながるなどの効果もあがっており、「不法投棄を許さない!」という機運が着実に広まってきています。



問 市役所市民協働推進課 ☎684・1375

鳴門市自治基本条例住民説明会についても気軽にお問い合わせください。条例全文については広報5月号に掲載しています。